

## 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

### 1 事業者

事業者の名称	蘭越町
事業者の所在地	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
法人種別	地方自治体
代表者名	蘭越町長 金 秀行
電話番号	0136-57-5111
指定年月日及び指定番号	平成20年4月1日 0102200045

### 2 ご利用の事業所

事業所の名称	蘭越町地域包括支援センター
事業所の所在地	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町250番地1
管理者の氏名	川瀬 由香
電話番号	0136-57-6868
ファクシミリ番号	0136-57-5580
指定事業所番号	0102200045

### 3 事業者であわせて実施する事業

事業の種類	蘭越町の事業所指定	
	指定年月日	指定番号
通所介護	令和4年4月1日	0172200370
第1号通所事業	平成29年4月1日	0172200180
訪問介護サービス	平成12年4月1日	0172200164
第1号訪問事業	平成29年4月1日	0172200164
居宅介護支援	平成12年4月1日	0172200164

### 4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。
施設運営の方針	1 利用者が自宅において必要な介護予防サービスを適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいた介護予防サービス計画・支援計画書を作成するとともに、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。 2 介護予防計画作成後も、定期的に利用者及び家族との連絡をとり、介護予防サービス計画・支援計画書の実施状況・解決すべき課題を把握し、サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整やその他必要な対応を行います。

## 5 職員の職種及び人数

従業者の種類	員 数	区 分				常勤換算後 の人員	備 考
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
センター長	1	1				—	—
介護支援専門員	2			2		0.9	
管理者兼看護師	1		1			1.0	

## 6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
センター長	正規の勤務時間帯(8:45~17:30)常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	勤務時間帯(9:00~16:00)非常勤で勤務	4週12休
介護支援専門員	勤務時間帯(9:00~17:00)非常勤で勤務	4週22休
管理者兼看護師	正規の勤務時間帯(8:45~17:30)常勤で勤務	4週8休

## 7 営業日

営 業 日	月曜日～金曜日 ※祝祭日を除く (12月29日から1月3日までを除く)
営 業 時 間	午前8時45分～午後5時30分

## 8 サービス内容 別紙サービス内容説明のとおり

## 9 事業の実施地域

実施地域	蘭越町全域
------	-------

## 10 苦情の受付

### (1) 苦情解決体制及び手順

- ① 苦情があった場合は、直ちに苦情受付担当者が苦情申出人に連絡を取り、直接訪問に伺う等により詳しい事情を確認するほか、職員（サービス事業者）からも事情を確認し、処理結果を苦情解決責任者に報告します。

また、苦情発生から解決までの内容について記録を作成し保管することで、再発防止に役立てます。

- ② 苦情解決責任者が必要があると判断した場合は、対応検討会議を行い、適切な対応方法について事業所職員と協議します。

(電話番号) 0136-57-6868

(FAX) 0136-57-5580

(苦情解決責任者) センター長 山本 和教

(苦情受付担当者) 管理者 川瀬 由香

(苦情受付時間) 毎週月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分  
(ただし、国民の祝日及び年末年始の休日を除く)

(2) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

- ① 苦情内容に応じて、サービス事業者に対し事実の確認をし、指導助言、連絡調整、改善要請を行い、必要に応じてサービス担当者会議を行います。
- ② 必要によって利用者と協議し、サービス事業者の変更等の介護予防サービス・支援計画書の変更を行います。
- ③ 改善要請等によって改善しない場合は、国民健康保険団体連合会に対し、文書により苦情の申立てを行い、また、事業者等指定基準に違反しているおそれがある場合は、北海道知事に報告します。

(3) 苦情連絡先

当事業所 相談窓口	ご利用時間	毎日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
	ご利用方法	電話 0136-57-6868 面接 対応可能
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	住 所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでの 2・7 3 階
	電 話	011-204-6310
	F A X	011-204-6311
北海道国民健康保険 団体連合会・総務部 介護保険課 苦情処理係	住 所	〒060-0062 北海道札幌市中央区南 2 条西 1 4 丁目 国保会館
	電 話	011-231-5161
	F A X	011-233-2178

1 1 秘密保持

- (1) 従業者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (2) 従業者であった者が正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- (3) 利用者又は利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報は用いません。

1 2 緊急連絡先及び事故発生時の対応

- (1) 緊急時には下記連絡先へご連絡します。

氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

(2) 緊急時の対応方法

- ① 緊急連絡先へ連絡し、状況報告を行うとともに、医師への状況報告及び家族へ

の診断結果の報告等を行います。

- ② 医師の診断結果に基づき、必要な対応を行います。

### (3) 事故発生時の対応

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ④ 事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

## 1.3 個人情報の保護

### (1) 当事業所における利用者からの相談及び苦情等に対する窓口（連絡先）

個人情報に関する相談並びに開示、訂正及び利用停止請求を行う窓口として個人情報相談受付担当者を置いています。また、個人情報相談受付担当者が不在の場合は、個人情報管理責任者が変わって相談等の窓口となります。

（電話番号） 0136-57-6868

（FAX） 0136-57-5580

（個人情報管理責任者） センター長 山本 和教

（個人情報相談受付担当者） 管理者 川瀬 由香

（相談等受付時間） 毎週月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時30分

（ただし、国民の祝日及び年末年始の休日を除く）

### (2) 個人情報保護に関する事項

- ① 相談等があった場合は、個人情報相談受付担当者が懇切丁寧に説明を行うとともに、必要に応じて資料の提示や書面の交付を行います。
- ② 個人情報管理責任者は、従業員の監督や安全管理措置等を行うことにより情報漏洩等の事故の未然防止を図ります。
- ③ 事業所従業員及び従業員であった者は、業務上知り得た事項について正当な理由なく第三者に漏洩しません。
- ④ 開示、訂正及び利用停止請求がある場合等は、内容を検討し適正な決定を行います。
- ⑤ 個人情報の使用に際しては、あらかじめ文書による同意を得るほか、適宜通知及び公開することにより適正な事業運営を図ります。

## 1.4 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 1.5 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置します。

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 1.6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止などのために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。  
 虐待防止に関する責任者 センター長 山本 和教  
 虐待防止に関する担当者 管理者 川瀬 由香
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。

#### 1.7 協力福祉機関及び医療機関

名 称	住 所	電話番号
蘭越診療所	蘭越町蘭越町 1 3 8 番地	0136-57-5424
昆布温泉病院	蘭越町字黄金 1 1 8 番地	0136-58-2231
蘭越町社会福祉協議会	蘭越町蘭越町 8 番地 2	0136-57-5203
介護老人福祉施設 一灯園	蘭越町字大谷 2 7 2 番地	0136-57-5497
高齢者グループホームらんこし	蘭越町字大谷 2 6 8 番地 1	0136-55-8782
高齢者生活福祉センター めな	蘭越町目名町 3 9 1 番地	0136-55-3015
高齢者生活福祉センター こんぶ	蘭越町昆布町 2 4 番地 1	0136-58-3500
蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町 2 5 0 番地 1	0136-57-6969

#### 1.8 介護予防サービス・支援計画書原案作成委託先居宅介護支援事業者

事業所名	
所在地	
介護保険指定番号	
管理者・連絡先	
サービスを提供する地域	

私は、本書面に基づいて事業所の職員（ ）から上記重要事項の説明を受け同意  
しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

利用者の家族等 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

続柄 \_\_\_\_\_